

広島県告示第九百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高田沖美江田島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市沖美町高祖字宝原三八〇番一地从 先まで	新	旧	一一・〇〇〇〇～四 〇・〇〇	二二・〇〇	幅員減少
	新	旧	一一・〇〇〇〇～二 五・〇〇	二二・〇〇	
江田島市沖美町高祖字宝原五三二番一地从 先まで	新	旧	一一・五〇〇〇～三 三・〇〇	三五三・三〇	ルート変更
	新	旧	一三・五〇〇〇～四 三・〇〇	三五七・〇〇	